

# 宇部市部活動地域展開基本方針

～ 子どもファーストで創る新たな放課後活動～

令和8年(2026年)3月

宇部市観光スポーツ文化部

宇部市教育委員会

## 目 次

1. 策定の趣旨 .....	1
・ 国の動向と本市の対応	
・ 学校部活動から地域クラブ活動への展開	
2. 基本理念:子どもファーストで創る新たな放課後活動 .....	1
・ 単なる「移行」ではなく「新たな放課後活動」の創造	
3. 放課後活動の意義 .....	1
・ 心身の健全な成長と生活規律	
・ 自己肯定感の醸成と居場所づくり	
・ 人間関係の深化と社会性の習得(協調性・リーダーシップ)	
・ 活動機会の提供	
4. 運営体制の基本枠組み .....	2
・ 民設民営(基本原則)	
・ 公設民営(補完・連携)	
・ 公設公営(最終的な受け皿)	
5. 活動環境の整備 .....	2
・ 運営管理単位の柔軟化	
・ 活動単位の適正化	
・ 参加負担への配慮	
6. 推進スケジュール(ロードマップ) .....	3
・ 新たな放課後活動に向けたロードマップ	
7. 推進体制 .....	3
・ 関係団体との連携強化	
・ 安全・安心を守る体制の確立	
・ 外部リソースの積極活用	

# 1. 策定の趣旨

急速な少子化が進む中、これまで学校教育が担ってきた部活動を単独の学校のみで維持することは困難な状況になりつつあります。国が示すガイドラインにおいても、「将来にわたり我が国の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保すること」が第一の目的とされています。本市においても、これまでの学校部活動の歴史と成果を受け継ぎつつ、地域社会全体で子どもたちを育む視点へと転換し、将来にわたり「持続可能な放課後活動の機会の取得」を実現するため、本方針を策定します。

## 2. 基本理念：子どもファーストで創る新たな放課後活動

本方針の主役は「子どもたち」です。単に学校の部活動を地域へ切り離す「移行」を目的とするのではなく、子どもたちの多様な体験機会と選択肢を将来にわたって保障する「新たな放課後活動の創造」を基本理念とします。地域の多様な主体との連携により、子どもたちが自分らしく、安全・安心に活動できる持続可能な環境を構築します。

## 3. 放課後活動の意義

学校部活動がこれまで果たしてきた以下の教育的意義・メリットを尊重し、地域展開においてもこれらが損なわれることなく、子どもたちの健やかな成長と豊かな人間性を育む場として環境を整備します。

- **心身の健全な成長と生活規律** 活動を通じた体力の向上や、困難を乗り越える精神的な強さを育むとともに、放課後の時間を有意義に使うことで生活リズムの形成を促します。
- **自己肯定感の醸成と居場所づくり** 「できなかったことができるようになる」成功体験を通じて自己肯定感を高め、教室とは異なる「自分の居場所」としての安心感につなげます。
- **人間関係の深化と社会性の習得** 仲間と協力する経験を通じて、社会に出てからも役立つマナーや協調性、リーダーシップを育みます。
- **活動機会の提供** 初心者でも挑戦できる門戸の広さを維持し、置かれた環境や経済的な事情に関わらず、誰もが参加できる環境づくりに努めます。

## 4. 運営体制の基本枠組み

放課後活動の意義を地域展開においても確実に継承するため、地域の活力を最大限に活かした運営体制を構築します。本市では、地域の多様な主体が自律的に運営する「民設民営」を基本原則とし、民間でカバーしきれない領域を公設民営で補完しつつ、市が直接運営する公設公営を最終的な受け皿として位置づけます。

### (1) 民設民営(基本原則)

地域の多様な人材や民間団体、NPO 法人などが自律的に設立・運営するクラブを本市の放課後活動の「基本」と位置づけます。市は、受け皿となるクラブを広く募集し、要件を満たしたものを「認定地域クラブ」として積極的に支援・連携します。

### (2) 公設民営(補完・連携)

民間でカバーしきれない領域等において、市が主体となって設立支援を行い、実際の運営はスポーツ協会や文化創造財団などの専門団体と連携して行う体制です。

### (3) 公設公営(最終的な受け皿)

子どもたちの活動機会が失われることのないよう、市が直接運営を担う最終的な受け皿(セーフティネット)として整備します。

## 5. 活動環境の整備

### (1) 運営管理単位の柔軟化

活動拠点の配置や生徒の集約については、固定的な手法にこだわらず、以下の選択肢を含めて柔軟に検討します。

- **ブロック制:** 市内を複数(3~4 程度)のブロックに区分し、ブロックごとに拠点を設けて運営する手法。
- **広域一括管理:** 特定の競技団体やスポーツ協会等が、市内全域を一つの単位としてまとめて運営・管理できる場合は、その体制を活用する手法。

### (2) 活動単位の適正化

教育委員会および校長会と連携し、既存の部活動数を適正な規模(合同部活動化等を含め半数程度を目安)に集約・再編した上で地域展開へと進みます。

### (3) 参加負担への配慮

保護者の送迎負担の軽減に努めるとともに、費用面では適正な受益者負担を基本としつつ経済的事情にも配慮し、誰もが参加しやすい持続可能な活動環境を構築します。

## 6. 推進スケジュール(ロードマップ)

令和 12 年度の完全移行に向け、教育委員会が策定する「学校部活動の地域移行ロードマップ」と整合性を図りながら、段階的に部活動の受け皿整備を着実に進めます。

推進の柱	現在 ~ 令和 8 年度	令和 9・10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
① 民設民営 (基本となる受け皿)	認定・設立支援	→ 認定クラブ の継続的拡大	→ 地域の受け 皿として定着	→ 【民設民営】を 基本
② 公設体制 (補完・最終受け皿)	(制度設計・支 援準備)	→ 公設クラブ の段階的展開	→ BPO 等イン フラの検証	→ 【公設】が補完・ 連携
③ 活動単位の適正化 (教育委員会連携)	部活動の集約・ 再編	→ 運営単位の 体制構築	→ 全面展開に 向けた最終調整	→ 『持続可能な環 境』の確立

※ 各取り組みは、令和 12 年度の民設と公設の両輪フル稼働に向け、歩みを止めることなく連続的かつ計画的に推進していきます。

## 7. 推進体制

本施策の円滑な推進を図るため、以下の体制を構築します。

### (1) 関係団体との連携強化

公設クラブにおいては、市スポーツ協会、文化創造財団、大学、各競技団体等と緊密に連携し、指導者の発掘・派遣および活動支援体制を構築します。

### (2) 安全・安心を守る体制の確立

活動中のいじめや体罰、ハラスメント等を未然に防ぐため、指導員への研修を徹底するとともに、市、教育委員会及び学校等が連携した相談体制の構築を検討します。万が一、事

案が発生した際には、関係機関が連携して速やかに事実確認を行い、厳正かつ適切な対応を行います。

### **(3) 外部リソースの積極活用**

公設クラブの事務局機能(会計、会員管理、連絡調整等)については、民間事業者への業務委託(BPO)を積極的に導入し、効率的かつ安定的な運営を図ります。